

令和3年5月1日

山陽海運株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによってすべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

1 計画期間 令和3年5月1日 ～ 令和8年4月30日までの 5年間

2 内 容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知及び情報提供と労働者が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入

<対策>

2021年1月改正に改正された「子の看護休暇・介護休暇」に伴う就業規則等の内容について「半日単位での取得可能」及び「中抜けも可能」となったことを周知する。

育児休業等に関する資料（厚生労働省のパンフレット等）をイントラネットに掲載して社員が随時閲覧できるようにし、情報提供を図る

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2 テレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入

<対策>

モバイルPCの導入、外部からのネットワークの接続ツールを導入し社内と同じ環境でPC業務を行えるように整備し、育児・介護が必要な社員の在宅勤務を支援する。